

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

(年分) 所得用 氏 名

本年外消費税額等に生じた必要経費に係る控除の対象	課税仕入れ等の税額等	①	円	← { 二面の①の金額を転記します。	
	控除対象仕入税額等	②			← { 二面の②の金額を転記します。
	控除対象外消費税額等 (① - ②)	③	(赤字のときは0)		
	③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等)	④			
	③のうち資産に係るもの以外のものの金額	⑤			← { 本年分の必要経費に算入します。
	消費税の課税売上割合	⑥	—	円 円	
	繰延等の消費税込算	④のうち棚卸資産に係るものの合計額	⑦	円	← { これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。
		④のうち特定課税仕入れに係るものの合計額	⑧		
		④のうち一の資産に係るものの金額が20万円未満のもの合計額	⑨		
		繰延消費税額等 (④ - ⑦ - ⑧ - ⑨)	⑩		
	⑩のうち本年分の必要経費算入額 (⑩ × $\frac{1}{60}$ × $\frac{1}{2}$)	⑪			
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑩ - ⑪)	⑫			
前年の必要経費算入額等の明細	前年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	⑬		← { 「 $\frac{1}{60}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	⑬のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑫の金額)	⑭			
	⑭のうち本年分の必要経費算入額 (⑭ × $\frac{1}{60}$)	⑮			
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑭ - ⑮)	⑯			
2年前に生じた必要経費算入額等の明細	2年前に生じた繰延消費税額等 (前年の⑬の金額)	⑰		← { これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。	
	⑰のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑯の金額)	⑱			
	⑱のうち本年分の必要経費算入額 (⑱ × $\frac{1}{60}$)	⑲			
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (⑱ - ⑲)	⑳			
3年前に生じた必要経費算入額等の明細	3年前に生じた繰延消費税額等 (前年の⑰の金額)	㉑		← { 「 $\frac{1}{60}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	㉑のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑳)の金額)	㉒			
	㉒のうち本年分の必要経費算入額 (㉒ × $\frac{1}{60}$)	㉓			
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉒ - ㉓)	㉔			
4年前に生じた必要経費算入額等の明細	4年前に生じた繰延消費税額等 (前年の㉑の金額)	㉕		← { これらの金額は、本年分の必要経費に算入します。	
	㉕のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉔)の金額)	㉖			
	㉖のうち本年分の必要経費算入額 (㉖ × $\frac{1}{60}$)	㉗			
	翌年分以後の年分に繰り越す繰延消費税額等 (㉖ - ㉗)	㉘			
5年前に生じた必要経費算入額等の明細	5年前に生じた繰延消費税額等 (前年の㉕の金額)	㉙		← { 「 $\frac{1}{60}$ 」の空欄には、その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数を書きます。	
	㉙のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉘)の金額)	㉚			
	㉚ × $\frac{1}{60}$	㉛			
	㉛のうち本年分の必要経費算入額 (㉚と㉛のいずれか少ない方の金額)	㉜			← { この金額は、本年分の必要経費に算入します。

※ 1 ⑥欄の分母及び分子の金額は次の金額を書きます。
 分子 $\frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額 (税抜)}}{\text{資産の譲渡等の対価の額 (税抜)}}$ (輸出取引等の金額を含みます。)
 分母 $\frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額 (税抜)}}{\text{資産の譲渡等の対価の額 (税抜)}}$ (非課税取引及び輸出取引等の金額を含みます。)
 (注) 売上対価の返還等の金額がある場合は、分母及び分子の金額から控除します。

※ 2 ⑧欄の「特定課税仕入れ」とは、消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいいます。

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、消費税法第30条第1項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第182条の2第1項から第4項までの規定の適用を受けるために使用します。

- 1 本年分における消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額（以下「課税仕入れ等の税額」といいます。）と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。）のうち、同条第1項の規定による仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額（控除対象外消費税額等）で資産に係るものが生じた場合
- 2 前年以前に生じた所令第182条の2第3項に規定する繰延消費税額等が生じた場合

◎ 本年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧税率（5%）適用分		旧税率（8%）適用分		10%・標準税率適用分		8%・軽減税率適用分		計
	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	消費税額	地方消費税相当額	
課税仕入れ等の税額等	㊶	円 ㊷ (㊶×1/4) 円	㊸	円 ㊹ (㊸×1.7/6.3) 円	㊺	円 ㊻ (㊺× 2.2/7.8) 円	㊼	円 ㊽ (㊼× 1.76/6.24) 円	㊾ (㊶+㊷+㊸+㊹+ ㊺+㊻+㊼+㊽+㊿' +㊿'+㊿'+㊿' +㊿'+㊿') 円
	経過措置（8割控除）適用分								
					㊿'	㊿' (㊿' × 2.2/7.8) 円	㊿'	㊿' (㊿' × 1.76/6.24) 円	一面の①欄に 転記します。
控除対象仕入税額等	㊿	円 ㊿ (㊿×1/4)	㊿	円 ㊿ (㊿×1.7/6.3) 円	㊿	円 ㊿ (㊿× 2.2/7.8) 円	㊿	円 ㊿ (㊿× 1.76/6.24) 円	㊿ (㊿+㊿+㊿+㊿+ ㊿+㊿+㊿'+㊿' ㊿'+㊿'+㊿'+ ㊿'+㊿')
	経過措置（8割控除）適用分								
					㊿'	㊿' (㊿' × 2.2/7.8) 円	㊿'	㊿' (㊿' × 1.76/6.24) 円	一面の②欄に 転記します。